

坂戸市エコショップ認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ごみの減量化及びリサイクルを積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店（以下、小売店という。）を坂戸市エコショップ（以下、「エコショップ」という。）として認定し、広く市民に周知することにより、消費者と事業者及び行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの一層の推進を図ることを目的とする。

(認定基準)

第2条 市長は、次に掲げる10項目のうち、1項目以上実施している小売店を、申請に基づきエコショップとして認定する。

項 目

- ① ごみ減量の推進
(レジ袋の有料化、マイバッグ持参者へポイントの付与等)
- ② 簡易包装の推進
(トレイ使用の自粛、納品時包装の簡素化等)
- ③ 環境配慮商品の販売
(再生利用品、詰め替え商品の販売等)
- ④ 環境配慮商品の利用
(再生利用品、詰め替え商品の利用等 (店頭及び事務室内))
- ⑤ 省エネルギー製品の利用
(LED照明等)
- ⑥ ごみ・資源物分別の徹底
(坂戸市の分別または店舗独自の分別を順守)
- ⑦ リサイクルの推進
(食品トレイやペットボトル、古紙、電池等の店頭回収の実施等)
- ⑧ 再生紙の利用
(エコマーク表示のあるもの)
- ⑨ 従業員への環境教育の実施
(不要電気の消灯、裏紙の利用等)
- ⑩ その他 (ごみ減量や環境配慮に関する実施事項)

(申請)

第3条 エコショップの認定を希望する小売店は、「坂戸市エコショップ認定申請書」(様式第1号)を市長へ申請するものとする。

(認定等)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、認定基準（第2条）を満たしている小売店を、エコショップとして認定する。

2 市長は認定した小売店に対し、「坂戸市エコショップ認定書」（様式第2号）とエコショップ表示ステッカー、のぼり旗を交付する。

(認定店舗の義務)

第5条 エコショップとして認定された小売店は、認定基準に掲げる項目を実施し、ごみの減量化及びリサイクルの推進を図らなければならない。エコショップ表示ステッカーやのぼり旗を店頭等に業務に影響のない範囲で表示または掲揚する。

(認定の取り消し)

第6条 市長は、認定基準に掲げる項目を実施していない小売店に対し、積極的に実施するよう働きかけを行う。

2 市長は、前項の働きかけに応じない小売店に対し、認定の取り消しをすることができる。

(広報)

第7条 市長は、エコショップの存在を広報誌やホームページ等のメディアを活用して広く市民へ周知しなければならない。

(その他)

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日より施行する。

附 則（改正 平成19年8月28日）

この要領は、平成19年9月1日より施行する。

附 則（改正 平成26年6月23日）

この要領は、平成26年7月1日より施行する。